

## 那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和3年8月19日（木）午前10時00分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 富山 豪  
委員 小池 正夫 委員 寺門 厚  
委員 大和田和男 委員 勝村 晃夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣  
事務局長 渡邊 莊一 次長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸

会議に付した事件

- (1) 全員協議会の開催方法及び開催案件について  
…全員協議会を毎月開催することとした
- (2) 申し合わせ内規の改正について  
…改正する内容について協議
- (3) 議員勉強会について  
…勉強会内容と開催時期について協議
- (4) 議員と語ろう会について  
…今年度は中止する
- (5) 意見書について  
…国に意見書を提出するかについて協議
- (6) その他  
…次回定例会の新型コロナウイルス感染症対策について協議  
…市民からの意見についての回答について協議

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時01分）

委員長 皆さんおはようございます。

休会中、議会運営委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は会議事件が数多くあります。

皆さんの慎重なるご審議をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため議長、副議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

ご多用の中、議会運営委員会、ご出席を賜りました。

大変ご苦労さまでございます。

県内においても非常事態宣言というようなことが明日、発令もありというようなことで、本当にこの新型コロナウイルス対策に関しましては、当議会としても、重く受け止めて、そしてこの緊急事態に対応する議会運営、これは望まれるだろうと思います。

ひとつ、今回の定例議会等におけるの慎重なるご審議を賜りたい。

また、新しいラムダ株といますか、こういう新しい感染症が出てきているということも報道では一部されております。

非常に死亡率が高いというようなことが言われております。

感染症に関しまして、議会から市民の皆さんにも、議会はこういう対応している、こういうことを発信しながらですね、ひとつ慎重なるご審議を賜りたいと、こういうふうに思いますので、委員長を初め、委員の皆さんのご尽力をいただきたいと思いますのでよろしく願いをいたします。ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

まず、9月定例会についてを議題といたします。

9月定例会、これについて、事務局のほうから説明ございましたらば。

事務局長 それでは先ほどお配りしました、9月定例会での新型コロナウイルス感染症の対応ということで、今回、9月定例会を開会するに当たりまして、明日から緊急事態宣言が発令されるということもございます。

那珂市議会としてどのように対応したらよいかということで、まずご協議をいただきたいと思います。

それで、お配りしたのは県北市議会議長会管轄の市議会の対応状況でございます。

現在のところ、まだその議会運営委員会とか、その対応がまだ開催してないということもございまして、具体的な対応については、県北の市議会のほうでも、特に現在のところ、具体的な案が出てないというところでございます。

水戸市も現在のところは予定がない。

今やっているのは傍聴席の半減と、傍聴者の検温。

ひたちなか市でも、傍聴席の半減と換気というところでは。

あと日立市では、一般質問のときの座席を3分の1、これは議員のほうの減員をしているということです。あとは傍聴席のほうも、傍聴を3分の1にしているということで、議員も出席者を半分程度に制限しているということでございます。

それから常陸太田市は、現在のところ対策は、今までと同じということで、やはり傍聴席の減員であるとか、そういう部分で対応しているというところでございます。

常陸大宮市もやはり傍聴席の減員等のみ、高萩市でもやはり傍聴席の半減等というところで、北茨城市では前回と前々回、一般質問を2回中止したというところで9月についてはどうするか、それを今度の29日の議会運営委員会で検討する予定というところでございます。

それから補足ですけれども、今日、読売新聞で常総市が9月の定例会の一般質問を中止するというような記事が出ていたというところでございます。

那珂市のほうも、どのような対応をするかどうかっていう具体的なものを皆様からご意見をいただきまして、それを実行していきたいなというふうに考えていますので、この点について皆様のご意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

今、事務局より説明ありましたが、皆さんのご意見を伺いたいです。

寺門委員 意見の前に、県の非常事態宣言と今度国の出す緊急事態宣言で、今までやっている対応の仕方とは違う、これは基本やりましようねっていうのはあるんですけど、っていうのと、それから県議会のほうで、どういう対応をしているのかっていうのを分かっている範囲で教えてもらいたい。

事務局長 県の「まん延防止措置」が緊急事態宣言になったということで、大きく変わる点は、やはり人流を抑えるということで、不要不急の外出はしないでくださいっていうのを、もっとレベルを上げてやっているということでございますので、具体的に何をどうしなさいというような指示とか命令とかそういうのは特にはないです。

実際、県が国にその非常事態宣言を要請した場合には、県が主導になって具体的な対応をやってくださいっていうのが、国の緊急事態宣言の内容なので、県としては、今の県独自の非常事態宣言っていうのを出していますけれども、これはやはり病院とか入院者数が逼迫しているので、病床の確保であるとか、そういう部分は今、重点的に県のほうではやっているのが現状です。

あとは、なるべくその外出を控えて、飲食はなるべく行かないようにして、あと買物は、少人数で、混雑時には入場しないであるとか、あと40代、50代の方はワクチン接種が進んでいないので、外出とかは控えましょう。

それから全ての商業施設の入場制限ということで、通常時の2分の1程度に、大きな

ショッピングセンターなんかは半分ぐらいの人で入場にしてください。

あと、笠松運動公園や県立図書館など県の施設は全部休園しますということ。

あとは部活動、結構10代とか20代の若い方の感染がどんどん出てきているので、部活動は全面禁止で、授業もリモートでやりましょうというのが、今、県の独自の非常事態宣言なので、明日から緊急事態宣言、国に基づいたものがあるので、これにプラスアルファをするかどうかというのは、多分、今日あたり、また記者会見があるかもしれないんですけども、一応そういうところです。

委員長 寺門委員から出ましたが、やはり那珂市独自の対策をどうしていくかということで、皆さんのご意見を聞きたいと思います。

議長 まん延防止と緊急事態宣言、このレベルっていうのがあるんじゃないですか。レベルが。

これは「まん延防止措置」とはかなり違った、制約、県内はレベルからいうと、今4というレベルのいわゆる対応というのがあるんじゃないですか。

事務局長 県独自でやっている部分のステージの確定での対応っていうのは、これ書いてないですけどもあります。

そのレベルによって、どういうことを制限しますっていうのがあります。

議長 それは県だけ、今回は国でしょう。

その場合のその違いっていうのはあるの。

事務局長 国の緊急事態宣言っていうのは国が指定するんですけども、実際、具体的な対応は県が考えていて、県が責任を持ってやってくれ、それを国が支援しますよということで、国が県を指定して、県がある程度その自治体の状況に応じて、その緊急事態宣言の対応を上積みするのか、どうするのか分からないですけどそれが、県に任せたっていうことなんですよ。

議長 県の対応、それに各市町村、いわゆる県民は従ってとこういうことでいいわけだね。ただ、その辺はやはり慎重に受け止めなくちゃならないよね。今までとは全く違う。

委員長 今、議長からもありましたけども、やはり県、また那珂市独自の考えで議会の運営をしていかなければならないかなと思いますので、皆さんの意見を伺いたいと思います。

寺門委員 緊急事態が明日発令ということになると、多分、県のほうもそれに合わせて発令はするんでしょうけれど、市内で学校関係が多分、校長会を開いてオンラインにするかどうかというのは、24日だったか25日だったか、検討されるはずなんですけど、今日検討して、来週、もう一遍諮る。来週24日に議会運営委員会があるんで、そのときまでに情報を集めてそこで判断したほうが、私はいいのかなという気はするんですけど。

議会に関すると、傍聴者はゼロにするのか。オンラインで配信できるので、その辺は

議会としても、一般質問等々がやれるのかなというふうには思っています。

ただ、まだ判断はつかないのが現状なんで、来週、情勢見てっていうところで判断したほうがいいのかないというふうに思います。以上です。

勝村委員 寺門委員の言うことは分かりますが、24日の議会運営委員会で、その辺の情報を集めるっていうことだけど、那珂市の場合は一般質問は通告が明日締切り。

24日の議会運営委員会を開いて、じゃ一般質問をやめましようとなった場合どうなるのかなあと思うんで、24日待たずに、その前に何か情報をまた集めて、今日恐らく県で色々発表あると思うんだよね。

その辺も含みを持たせたほうがいいんじゃないかなあと思うんだけど。

委員長 24日に一般質問を中止にする、またはやると、決めるのはなかなか難しいのかなと思うんですね。

今日、一般質問をやる場合どうしようか、傍聴席はどうしようか。

議員席をどうしようかいうのを意見出させていただいて、今日ある程度決めておかないと24日ではちょっと厳しいのかなと思うんですよ。

だから、例えば執行部を、前やった一般質問の答弁者だけにさせていただくと。

あとは控室にいるということ、今日決めたいなと思うんですよ。

そういうことを考えながら、皆さんのご意見聞きたいと思いますのでよろしくお願ひします。

大和田委員 であれば、先ほど委員長からあったとおりに、以前やった入替えしてっていう形で、一般質問をやるっていう形でいいのではないかな。

また、県南地区との新型コロナウイルス感染症の感染者数の差もまだあるっていうこともあるので、取りあえずやるという方向で、そういった対応をとって実行していけばいいんじゃないかなと思います。

委員長 やる場合には、傍聴席とか、議員の議場への出席数とか、それについてはどうですか。

大和田委員 傍聴席は、前も私はなくてもいいのではと言った記憶があるんですけど、なくてもいいと思いますし、また映像配信を9月からやるんですよ。

一般向けにやるということなので、そっちで見てくださいと促しながらそういうのもありなのかなと思います。

委員長 今、大和田委員から、一般質問をする、また、傍聴者はいなくてもいいのかなと、ライブ配信するからという意見がありました。そのほかございますか。

寺門委員 私が先ほど24日って言ったのは、細目全部集めてそれから決断ということじゃなくて、基本は定例会を開いて一般質問をやるということで、どれだけ対応をするのかというところ。あと、執行部のほうも、当然発表者だけにするとか、あるいは傍聴席をなくすとか、という内容についての決断を24日にやってもいいのかなという意味で

言ってますんで、基本は開いてやりましょうというところですよ。

大和田委員からも出ましたけど、オンラインが9月から始まるということなので、那珂市議会として、市民の皆さんに対して、新型コロナウイルス感染症対策をきちんとやっていますというところであれば、それは傍聴席をゼロにしてもいいと思います。

あと庁舎内でもテレビが見れるので、ということで進めればいいのかというふうに思います。

委員長 今大和田委員と寺門委員からでましたけど、一般質問をすると、傍聴者はなしでもいいんじゃないかなというご意見でした。

これに対して他の委員さんのご意見を伺いたと思います。

勝村委員 私もそのほうがいいかなと思う。ただ、傍聴者をどのくらい入れるか。

今、半分ですよ。極論、例えばゼロにして、それを配信するからそっちで見てくれてって言って見れる人がいるのかなと。

そこが問題かなと思う、ゼロにしちゃった場合は。

寺門委員 傍聴者の方については、ゼロにするのではなく、今まで半分でしたけど、それをまた半分で4分の1にして、さらに、あと別室でモニターで見ていただくと。ソーシャルディスタンスをとって、換気もよくしてというやり方はできるのかなというふうに思うんですけど。

その辺は、モニターとかハード面の部分がどうなのかっていうのがあって、これは東海村なんかはそういうことで対策を打ちながらの間はやっていましたね。常任委員会の傍聴席の管理ということについては。

小池委員 確かにこういうコロナ禍の時期でもあるので、去年、私は議会を欠席してお話だけは聞いたんですけども、傍聴者席は半分だったんですかね。

そのときと今回、また様相も違うと思うんですよ。レベル的にも違うので、私の考えは、先ほど大和田委員が言ったように例えば、ライブ配信する、それがどこまでその周知がしていて、それを見る見ないっていうのは、やはり市民の感覚でもあると思うんですけども、4分の1入れるのか全く入れないのかっていうと、私の考えだと入れなくてもいいのかなと。

それで先ほど環境が整うのであれば、1階のモニターで市民の方に見てもらってもいいでしょうし、いろいろなやり方を模索して考えていくのもいいのかもしれませんが、最善の策をとって、安全策を先に優先したほうがいいなと思います。

委員長 今、委員の方から傍聴者を入れなくてもいいだろうっていう方が過半数なわけですけども。それについて、一般質問はまずやる、傍聴者なしでやるということが、皆さんの意見ですけども、それでよろしいでしょうか。

事務局長 事務局からなんですけど、基本的に傍聴者を入れないっていうことはできないと思う

んで、議会は公開しなければならないっていうのは、地方自治法なので、人数を今半分なんですけども、もうちょっと減らして入れるとか、ここでも、最初で3分の1ぐらいに減らしているところもあるんで、今が2分の1なんで、3分の1ぐらいまでにもうちょっと減らして、傍聴者を入れるということで、あとは1階のロビーでもモニター放送もしていますし、あとは今回からインターネットでユーチューブでライブ配信をしていますので、自宅でもパソコンがあれば誰でも見られる環境がありますので、あとは1階のモニターのところがいっぱいになった場合には、全員協議会室の傍聴席で、モニターで見られるようなこともできるかもしれないので、そうすれば多少は確保はできます。

委員長 例えば2席間隔で空けた場合、傍聴席はどのくらい入りますか、議場だと。

事務局長 あそこは今定員が40名なんで、半分で20名なんで、3分の1にすると十四、五名ぐらいしか入れなくなります。

あと見たい人は、1階のロビーですが、平日はお客さん来ていますので、あまりそこでも、人数が増えてしまうと対応ができないので、その場合は、全員協議会室の傍聴席に、モニターか、あとは5階の会議室あたりにテレビを持って行って、そこで見てもらうとか、あまり密にならないような対応を考えていかなくちゃならないと思いますんで。

委員長 事務局長から話ありましたが、あと一般質問のとき、前は議員が3分の1くらい控え室に回って、交代で一般質問をやったという経緯があります。

あと、執行部も答弁者のみであとは控室という形をとったわけですけど、そういう形でどうでしょうか。

勝村委員 それはいいと思います。

委員長 一般質問を行って、傍聴者をできるだけ絞って、2席ずつ間隔を開けて傍聴席を確保すると。

もう一つは、議員は3分の1くらい出して行くと。

執行部も答弁者のみが残ると、あと控室という形でよろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

それで決めて、以上の形で、議会を開きたいと思います。

事務局長 あと、本会議以外に、常任委員会や全員協議会があるので、その対応も、傍聴者はあまりいないと思うんですが、執行部もできるだけ人数を減らして、出席してくれっというので、あと、全員協議会のときに議員の席が密になる傾向があるので、アクリル板が内部にあるかもしれないんで、全員協議会のときに、議員の間にアクリル板を入れるっていうことで。でも、マイクが邪魔になっちゃうか……

(複数の発言あり)

小池委員 議場は使うことはできるんですか。

事務局長 前は議場で全員協議会やったんですけども、ものすごくやりづらいんです。

委員長 良い方法ないかな。

(複数の発言あり)

委員長 暫時休憩します。

休憩 (午前 10 時 30 分)

再開 (午前 10 時 30 分)

委員長 それでは再開します。

事務局でもう少し検討してもらって、24 日の議会運営委員会のほうで報告してもらいたいと思います。

それでは、1 番目の元に戻りまして、全員協議会開催方法及び開催案件についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは本日の会議事件の (1) 番のほうになります。

資料のほうが今日つづりになっているものが、お手元にあるかと思うんですけども、そちらの 1 ページをお開き願います。

今回全員協議会の開催方法及び開催案件についてということで、一応皆さんにお諮りしたい件がございます。

こちら大まかに言いますと、執行部の報告案件を、今まで常任委員会のほうで報告していたんですけども、それを全員協議会のほうにシフトするということと、それにあわせて全員協議会を毎月開催するような形にしてはどうかという内容で今日ご説明をさせていただきます。

こちらは、今まで議員の皆様からのご意見もございまして、やはり報告案件も、全員で聞きたいというようなものもあるというようなこともございましたし、以前に比べて、議員定数も少なくなって、コンパクトな議会になってきていますので、全員で聞いて、協議するっていう形も可能なのではないかということで、今回、こういうご提案をさせていただきます。

中身につきまして資料に沿ってご説明いたします。

まず、(1) 番、執行部報告案件の取扱いについてということで、現状のやり方のご説明です。

執行部から議会に報告したいことがあるという場合には、まず、所管の常任委員会において、担当課より説明して、質疑応答をしております。そのあと②番の、直近の全員協議会で、常任委員会委員長より、その内容について、皆様に報告をして、委員長報告に対する質疑応答というのをやっているというのが現状でございます。

案件によりましては、事前に委員長に確認をとった上で、常任委員会で説明した後に、全員協議会で再度、執行部のほうから説明をするような案件も今までもございました。



もしくは全員協議会で、最初から報告するような場合、現在ですと新型コロナウイルス感染症対策に関しては、全員協議会で全て報告するような流れで行っております。

1枚、つづりのA3判の紙の手前のところに挟んだだけの紙があるんですけども、こちらが、平成26年の6月3日の部長会議資料ということで参考におつけしているものです。

これは、平成26年の5月23日に全員協議会で、執行部に議会に説明したい案件がある場合の対応について、協議して決定した内容を執行部に周知した内容の書類でございます。

こちらの流れとしまして、先ほど説明いたしましたように原則として①番、執行部が所管の常任委員会に説明をすると、こちらを原則としております。

定例会中はもちろん常任委員会が開かれますけれども、閉会中でもそういう案件があれば、必要に応じて常任委員会を開いて、そこで報告・説明をしてきております。

場合によっては、②③のように、常任委員会で説明した後に、全員協議会で委員長の報告の後に、執行部が補足説明をするというような形でやってきたところがございます。

資料に戻っていただきまして、1ページの(2)番、この背景についてでございますが、那珂市議会では平成24年9月に、議会改革特別委員会を設置いたしまして、様々な改革を行ってきたというところで、以前、常任委員会は請願などの審査が主とされておりましたが、議会基本条例の中に、常任委員会の活性化という項目を明記して、市政の課題に対して積極的に調査研究を行える体制を整えるということを入れております。

委員会の所管事項をより深く理解するため、執行部からの報告は、常任委員会で行うことを原則としたという流れでございます。

現在もこの流れで実施しているわけですが、幾つかの問題点が生じているということで、(3)番になります。

全員協議会で報告をしてほしいというような意見も議員の皆様から出ているということでございます。

その下の四角の中に、今考えられる問題点として幾つか記載してございます。

まず、所属する常任委員会の委員以外は、執行部の報告に対し、その場で質問することができない。

委員会は当然開かれていますので傍聴をすることは可能ですけれども、実際にその中で議論に入ることはできないので、質問とかをその場ですることは、現状できないという状態でございます。

2番目として、全員協議会での委員長報告の際、計画など分量の多いものや、グラフや図面などを用いて説明されたものは、委員長から説明することが難しい。

執行部からの報告でよく計画ですとか、大変ボリュームのあるような内容のもの、あるいは、例えば建設関係の内容なんかで図面を使って説明されたようなものを、委員長がほかの議員の皆さんに説明する際に、大変苦勞するというか、なかなか難しいというのが現状でございます。

それから、委員長報告に対する他議員からの質問に対し、委員長が説明できない場合もある。

こちらに関しましては、委員長報告に対して質問、それぞれの視点から質問がありますので、実際の細かい部分までは、委員長も把握しておりませんし、質問したい視点っていうのは議員の皆さんそれぞれなので、実際の委員会の中では全く協議されなかったようなことでもちょっと聞きたいなっていうようなことが出てくる場合もございまして、その場合は、委員会の中ではそういう話はなかったんですよっていうような報告しかできないということでございます。

それから、委員会での説明時に追加で配付された資料などが全議員に共有されない。

一応、常任委員会資料は1週間前の全員協議会のときに、常任委員会資料としてつづりで配られておりますけれども、実際委員会の中で、議員の皆さんからは追加でこういう資料を欲しいんだっていう場合、追加で執行部が、その場を出してくるような書類がございまして。

そういうものが、常任委員会の中では共有されますけれども、ほかの議員の皆さんにはなかなか共有するのは難しいということがございます。

それから、案件によっては全員協議会で再度報告するケースもありますが、どの案件を全員に報告すべきなのかっていう判断基準がないというところがございます。

実際、道の駅の関係ですとか、その辺りも総務生活常任委員会で説明した後に、執行部のほうで全員協議会で補足説明をしてもらったり、過去にも、幾つかそういう事例もございました。

全員協議会で説明しないまでも、控えてもらってたりとかそういう案件もあったんですけども、実際どれを執行部で再度説明する、報告する案件なのかっていう判断基準がないので、そこが難しいというところがございます。

次のページにいきまして、(4)番、他市議会の状況ということで、全員協議会の運営状況につきまして、こちらで今年の5月に県内の市議会に調査をかけまして、それをまとめたものが、後に、A3判でついているものなんですけどこちらがちょっと細かいので、中身は後でお読みいただきたいと思うんですけども、4ページ、5ページのところがこちらから投げかけた質問になっています。

資料の2ページに戻りますけれども、執行部の報告案件の取扱いについて、どこの場で報告しているかっていうところをお聞きしたところ、全員協議会で報告しているとい

うところが14市議会ございました。

常任委員会で報告しているっていうところは、那珂市議会を含めて3市議会、案件の内容によって、上記のどちらか、全員協議会か常任委員会のどちらかで報告をするか、または、どちらも両方、執行部が報告をするっていうところが12市議会。

常任委員会に報告した後に全員協議会で執行部が再度、それは必ず報告しますっていうところが2市議会。で、別の会議をつくって報告の場がありますっていうところが1市議会ございました。

その下でございますが、全員協議会の開催状況につきまして、こちら複数回答なんです、定期開催していますっていうところが、7市議会、こちらは定例会の開催月以外の、毎月何日とか、第3何曜日とか、そういう形で決めて全員協議会を開催しているところが7市議会、定例会前後での開催、これは那珂市議会もそうですけれども、いろんな形があるんですが、例えば開会の何日前とか、開会日にやりますとか、閉会日にやりますっていうような形のところが15市議会、不定期ということで、必要に応じて開催しますっていうところが27市議会、これはうちでも同じなんですけれども、こういう形がアンケートで見られた部分です。

(5) 番に行きまして、全員協議会への執行部報告案件の移行及び定期開催化ということで、今回、案として出させていただいております。

まず、こちらを変更することについてのポイントなんですけれども、一つ目は、常任委員会と全員協議会の役割を明確化いたします。

常任委員会は、付託案件、議案とか請願・陳情などの審査、それから所管事項の調査研究を行うところで、全員協議会は議会内の諸問題の協議、それから執行部からの報告を受けるところっていう形に整理するという案でございます。

その次ですが、原則として全員協議会を毎月開催に変更するというところでございます。

現在は、定例会7日前と閉会日前日でそのほか必要があれば、開いているという状態なんですけれども、それを毎月開催っていうことに変更しますと、通常定例会の前の月と定例会の月はやっていますので、それ以外の月、1月、4月、7月、10月がそれになるんですけれども、そこにも1回開くということです。

これをするによって、執行部との情報の共有がスムーズになったりとか、あと議会内でも、議員の皆さんの間での情報交換とか、意見交換、意思疎通などが図れるのではないかとということでございます。

これによって改善する点といたしましては、報告の資料に基づいて、全議員が執行部から詳細な説明を受けることができるようになるということ。

それから、全議員がそれぞれの視点で、その場で質疑ができる。

それから、全議員に情報が共有される。

こちらにつきましては、議会のICT化が進みますと、資料の印刷とか配布の手間を増やさずに実施が可能になるのではないかと考えております。

それから、執行部の報告案件について、直近の全員協議会で委員長が報告してありますが、委員長報告は不要になります。

それと、全員協議会が定期的にあることで、執行部からの報告をタイムリーに受けることができるということでございます。

次の3ページでございますが、変更にあたっては、協議が必要な事項が幾つかございます。

まず、全員協議会の開催時間です。

現在は午前10時開催ということになっておりますが、全員協議会の案件が増えますので、会議時間が長くなることが予想されます。

開催時間を検討しなければならないかなってということなんですが、現状でも、7日前の全員協議会はかなり時間がいつも押しちゃってございまして、お昼で終わらない状態がここ何回か続いています。

まず、案としては2つなんですが、現状の時間で、10時から開始をして、もう午後までかかるという前提でやるってということと、もしくは、もう午後からの開催に切替えてしまうっていう方法、午後1時から議会運営委員会を開いて1時半から全員協議会で、議会運営委員会を開く必要のない1月とか4月、7月、10月に関しては全員協議会を1時半から始めると、そういうような形に変えるかどうかというところでございます。

それから、追加開催となる月の開催日をどういうふうに決めるかっていうことですが、部長会議とか庁議の開催日が、第1、第3月曜日っていうことになっておりますので、大体そこで執行部の報告案件が固まることが予想されますので、月の下旬ぐらいが、25日とか、そのぐらいがいいのかなっていうふうには考えているんですけども。

それと、今回、ご協議いただいてこういう形に変更する場合、いつから変更するかっていうことなんですが、12月定例会から、もしくは来年の3月定例会から、変更できればなということで考えております。

もう一つちょっと懸念する材料といたしまして、原子力安全対策常任委員会の開催案件が減ってしまうってことがあります。

原子力の委員会は議案の付託がないので、開催案件は、請願等があった場合の審査と調査事項のみという形になります。

原子力安全対策常任委員会の所管事項としては、原子力関係施設の防災、安全対策等の所管に属する事項と定められてございまして、議案のほうは、原子力の所管が防災課です。総務生活常任委員会のほうで予算等の議案は審議しておりますので、今よりは案件が減ってしまうのかなってところがございます。

執行部からの報告がなくなってしまうと、そこが減ってしまう。

現在は市民の皆様の声を聴く会とか、原子力関係でいろいろ、引き続き、皆さんで協議しながら企画してやっている部分がありますので、そちらは継続してやっていくような形にはなると思います。

それと、こちらには書いてないんですけども、今まで基本的に執行部が報告するっていう場合には、原則、まず、議長と委員長に報告、事前に報告しているケースが多いので、もうそれが委員会じゃなくて全員協議会にシフトするっていう場合は、事前の説明っていうのをどうするか、委員長の説明は原則なくてもいいのか、その辺ケースバイケースにはなると思うんですけども、その辺も執行部としてはどういうふうにしたらいかなってという部分の、質問が来る可能性はあるかなというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

今、事務局の説明がありました。

幾つか、論点があると思うんですけども、それについてご意見を伺いたと思います。

まずは全員協議会に協議・報告をするように変えるかですが、それが決まれば、その細かい点について皆さんのご意見を伺いたと思います。

大和田委員 私は、この案件、前からいいなというか、申入れたこともありまして、非常に大賛成というか、というのもやはり行政の仕事も多様化してきて、所属の委員会とか割り振るのも非常に難しくなっているっていうのもあるのかなあとと思います。

また、先ほど次長から話もあったとおり、議会もコンパクトになって、やはり所属委員会によって計画なんていうと、総務がでかくて教育がでかくて何だか産業が今回何も無いなんていうのも、多々出てきたりもしているような状況の中では、やはり毎月報告を受けて、実際、定例会のときにそれがなければ、定例会は議案に集中して審議ができるということで、結果的には我々が何ていうんでしょう、汗を流す量は変わらないし、本当にみんなで議論できるといういい場になるかと思っておりますので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

委員長 大和田委員から全員協議会で報告っていう形に変えていったらいいだろうというご意見がありました。

ほかに皆さんご意見ありましたらば。

寺門委員 全員協議会で報告があつて質問等々をしても聞けてないというのが現状だと思いますので。

あと所管常任委員会の事項については分かるんですが、その他の常任委員会についてのいろんな事業案件ですとか、計画の進捗度合いとかというのは、専門外だからということで決しておろそかにしてはいけないなというふうに思いますし、市民に対する説明

の責任が当然議員にはありますので、全部が全部知っているということではないんですが、基本はやはり他の常任委員会の所管事項についても、きちんと把握をしておくべきだと思いますし、オンラインになれば、常任委員会のほうもオンラインで配信していただければ全部状況は分かりますし、各議員の理解等々も進むと思います。

執行部からの報告事項も増えていきますし、全員で協議しなきゃならない事項も増えていくということなので、全員協議会を毎月やるようにして、報告を聞きながら、質疑もやりながら、議会をしていけばいいのかなというふうに思います。

常任委員会の判断事項と、議会、全員協議会にける話の内容って、これ難しいと思うんですが、その辺は議会運営委員会のほうで検討するのか、または議長判断になるのか分かりませんが、その辺はより明確にしておいたほうがいいのかというふうに思います。

事務局長 今の話ですけれども、その常任委員会に諮るものと全員協議会に諮るもの、その区分って何かというと、基本的に常任委員会に諮るものは議決が必要なものです。

議案関係について、あとは請願については常任委員会で審議する、地方自治法にも、常任委員会は所管事項についての調査と、議案・請願について、審査するっていうふうにありますので、それについても議決が必要なもの、あとは自分たちの常任委員会で、こういうものは調査したいというものについては、委員会としてやるっていうことが原則になっています。

あと全員協議会は、協議、調整の場ということで、議会内の皆さんのいろんなこういう声、議会の運営に関することであるとか、それ以外に、またその執行部の案件についての報告とか、協議案件についてを協議する場というふうになっていますので、その辺は明確に区分することができる。

ですから、執行部のほうで何かこれ報告したい、こういうものを作成しました、こういうものをやるので協議したいっていうのがあれば、議決に至らないもので、協議とか報告のものについても、全部全員協議会で、全議員の方に説明するっていう形で区分できますので、大丈夫だと思います。

寺門委員 はい、分かりました。

区分をはっきりしてるわけですね。

あとは常任委員会資料は、議会のときに配られて、見ることはできるんですけども、先ほど出た常任委員会の中で、追加資料として出てきた部分については、後日配付ということになるんですけども、その辺については、これ今後の話になるんですけどもオンラインで、見れるようにしてもらえればというふうに思いますね。

同時に、その場で配布ってことも今後は多分要求してすぐ持ってきなさいよということでも、やる場合があるんですけども、そういう場合についても画面で写しておいても

らえば、多分皆さん分かると思いますんで、そういう配慮が必要になるのかなという気がしますんで、それちょっと検討をお願いしたいと。

次長 取りあえず委員会のほうも、今、限定配信ということで、配信始めましたんで。

資料とか追加で出てきたものも、執行部の報告案件に関するものであれば、当然全員協議会でやるんで、そこは全員協議会の中で、追加で全員分出てきますんで、議案に関して何か追加っていうことであれば、そこではお配りできませんけれども、なるべく早いタイミングでお示しできるようなにはしたいと思います。

勝村委員 私もね、これ全員協議会を要するに、毎月だよね、やるっていうのは、非常にいいなど、報告案件もたくさんあるわけだから、早めにいろんな情報は我々にも入ってくるということで、私はこれは大賛成ですけど、ひとつ気がかりなのは、原子力安全対策常任委員会が、請願等なければ、開けないというようなことで出てくるのかなと。

その辺だけですね。

委員長 それでは協議・報告案件を常任委員会から全員協議会のほうに、移動して進めていくということでよろしいでしょうか。

(「はい」との呼ぶ声あり)

委員長 それに決定したいと思います。

あと開催時期については、この後、皆さんにご検討いただきたいと思いますが、11時10分まで休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時13分）

委員長 再開いたします。

報告案件は全員協議会で報告するというところで決定いたしましたけども、開催内容として、まず開催時間をどうするか。

小池委員 開催時間は、これ一応午後のあることなのでしょうけれども、その案件によっては随分長く説明を聞いてなきゃならないということもあると思うので、午前中からのほうがよろしいんじゃないですかね。

委員長 今小池委員から今までどおりの午前中からという意見がありました。そのほか。

大和田委員 それでやってみて、もし、あんばいが悪ければ随時改善していくことで、午前中からでいいと思います。

寺門委員 同じく午前中からでいいと思います。

委員長 皆さん、今までどおりということで分かりました。

追加開催月については、1・4・7・10月に開催するというところでよろしいかどうか。空いている時期でね。

あとは今までどおりと、先ほど事務局の説明ありましたけども、執行部が第一、第三の月曜日に協議があるということで、下旬のほうがいいんじゃないかなという説明ありました。

事務局に確認したいんですけど、これは25日頃ってなっていますけど、25日頃だったら大丈夫ですか。

事務局長 部長会議、庁議が第1、第3月曜日なんですけども、執行部から報告するのは、第3月曜日の部長会議が終わってから、その週末あたりか1週間ぐらいしてからがいいと思うんで、これはカレンダー見ながら年間でスケジュールを立ててお知らせしていきたいと思います。大体25日前後では多分なると思うので。

年間で一応スケジュールを立てていかないと執行部も予定日程が調整つかないんで。  
委員長 今事務局長から説明したようにそういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それで決定したいと思います。

それで変更時期ですけども、12月定例会か、来年の3月定例会からかになると思うんですが、いつから変更がよろしいでしょうか。

1月から変更していくということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 これ、あと原子力安全対策常任委員会についてはどうですか。

皆さんの話を聞いたほうがいいかな。

(複数の意見あり)

委員長 原子力安全対策常任委員会の委員長と副委員長には話をしておきます。

それともう1点ですけども、今まで議長、委員長に前もって報告していたということなんですけども、この点について今までどおり議長、委員長には報告していただくのか、報告なしでも最初から全員協議会で説明を受けるのか、それについて皆さんのお考えを伺いたいと思います。

大和田委員 取りあえず今までどおり議長と所管の委員長には報告、大なり小なりをいただいたほうがいいのかな。一気にどんと変えてしまうのではなく、だんだんに、もしかしたら、全員協議会でいいよって雰囲気になるかもしれない。

それはちょっと先の話なので、まずは今までどおりでいいのかなと思います。

委員長 今、大和田委員から議長、委員長には今までどおり事前に報告するという意見ですが、それについて。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 今までどおりということで決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)



委員長 それでは、今まで皆さんのご審議していただいたように変えていきたいと思えます。

では協議・報告案件については、改めて執行部より全議員に説明してもらい、全員協議会で質疑を受ける形に変えていきたいと思えます。

また、開催方法についても、今まで開催していない月を加え、1月から、今まで開催していない月に全員協議会を開催していくことを決定いたします。

全議員には来週の全員協議会で報告いたします。

それでは次の議題に入ります。

2番目の申合せの内規の改正についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

次長 それでは資料の10ページをお開き願います。

議会運営に関する申合せ内規の一部変更についてということで、今回3項目ほど変更をする部分がありますのでご説明いたします。

こちらについては、7月の全員協議会で一般質問についての協議をした際に、ちょっと文言が分かりにくい、曖昧な部分があるので、そこを修正したほうがいだろうって意見が出ましたので、それについてまず1点目、修正、追加を加えたいと思えます。

変更する事項の最初の部分、会議規則第62条関係、一般質問のところ、現行の10番と11番のところ、

まず10番の関連質問はこれを許可しないという内容について、関連質問という言葉がちょっと曖昧ではないかというお話がありましたので、こちらを変更後のほうに直しまして、関連質問について注釈を加える形で、括弧して質問者以外の議員が一般質問に関連して行なう質問ということを入れます。で、それは許可しないっていうふうに変更したいと思えます。

もう一つ、11番として、所属する委員会が現在調査している事項についての一般質問は行わないように努めるっていう部分で、現在調査している事項という部分がちょっと誤解されやすいのではないかとということで、こちらにつきまして、変更後のほうで、所属する委員会が特定の調査項目を定めてという部分を入れて、委員会が調査事項として定めて調査をしているものに関しての一般質問はしないというふうに、明確化するような形にしたいと思えます。

続きまして、2項目め、会議規則第143条関係の請願の審査報告の部分です。

こちらにつきましては、令和2年の3月26日の全員協議会で、取扱いを変更したんですが、そちらは口頭での説明で申合せ内規のほうには明記していなかったもので、こちらを改めて明記するものでございます。

内容といたしましては、常任委員会に付託された請願（陳情）が継続審査となった場合には、委員会の審議経過について、定例会最終日前日の全員協議会において、委員長

が報告し、本会議では報告しないっていうのを新たに入れたいと思います。

こちらに関しては、請願等が継続審査となった場合の取扱いについて、以前は、本会議の委員長報告の中で説明していましたが、会議規則上は、委員会に付託された案件で結果が出ていないものに関しては、本会議で報告することができないというふうになっておまして、取扱いが誤っていた部分でやっていたものがありましたので、こちらを最終日の継続審査の申出っていう形で今までも議決はしていたんですが、それだけにしてしまうと、委員会でどういう経過があって、継続審査にしたのかっていう部分が分からなくなってしまいますので、全員協議会のほうで、委員長から、請願について審査して、こういう理由で継続審査にしますというものを報告するという形に、取扱いを変えた部分です。

もう一つ、その他の事項といたしまして、法律に議会に提出しなければならないとある案件の統一ということで、議会に提出しなければならない書類といたしまして、今までも、土地開発公社の経営状況を説明する書類、それから監査委員による例月出納検査報告につきましては、議場に配布していたんですけども、それに加えまして、那珂市教育委員会点検評価報告書というものも、議会に提出しなければならない書類でありましたので、こちらについても同じように、本会議のときに議場に配布するというところで、付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

今事務局より申し合わせ内規について一部変更についての説明がありましたけども、これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。

特にありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、申合せ内規をこのように改正することよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 こちらも来週の全員協議会で報告するとともに、詳細について事務局から説明してもらおうことといたします。

次の議題に入ります。

3番目の議員勉強会についてを議題といたします。

先日、事務局が議員勉強会についてアンケートをとりました。

その結果について、事務局から説明をさせます。

次長補佐 それでは資料の11ページ、議員勉強会の内容についてをご覧ください。

先日、全議員に勉強会の内容についてアンケートをとった結果、5名の議員から提案いただきました。

各議員からの内容を大まかにまとめたものがこの表になります。

まず地方自治法について、法律の文言等の解釈について、法を軸として議会（議会人の在り方）について、自治立法権（条例制定権）について、議会に関する条項と会議規則についてということでございます。

二つ目、議会基本条例についてということで、議会基本条例策定過程から見えてくる地方議会をめぐる課題について、議会基本条例の検証について、基本条例の内容と議会内の内規申し合せ事項関連について。

三つ目が、議会改革及び議会運営、議会改革とは（目的手段について）、議会改革の課題など、市民が求める議会の在り方、情報共有、市民参加、機能強化の3部門について。

四つ目としまして、カーボンニュートラルについて、こちらは自治体議会としてどう対応していくかと、大きく四つに大体分類できるかと思えます。

内容については以上でございます。

委員長 今事務局から説明があった大きく四つに分類されたとのことですが。

この中で、カーボンニュートラルに関する勉強会については、寺門委員から4月の議会運営委員会で提案がございました。

こちらにつきましては、寺門委員の紹介で茨城大学と事務局が連絡を取っており、講師は可能ということですので、一つ目は、このカーボンニュートラルの基礎知識や市議会としてのかかわり方などを講義してもらうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ではこの一つ目はこのカーボンニュートラルの内容で決定いたします。

二つ目ですが、地方自治全般について、小泉議員より常磐大学の教授で、講義ができる方がいるとのことですので、この項目の中では、今年基礎となる地方自治法の講義からがよろしいかと思えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

では二つ目は地方自治法ということで決定いたします。

残りの内容につきましては、来年度開催で調整してもらうことといたします。

開催時期につきましては10、11月あたりでの開催でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 事務局で講師依頼と日程調整をお願いします。

次長補佐 カーボンニュートラルの件に関してですが、早速、茨城大学の講師の方からご連絡をいただきまして、茨城大学の蓮井先生という方ですが、この方はSDGsを推進されている方ということで、カーボンニュートラルに関しては全般に講義できますよということに回答いただいております。

この方の日程ですが、月曜、火曜日は授業があるため、水曜日午前中と金曜日の

午前中、こちらは都合がつくということでしたので、金曜日は議長の予定が10月、11月に入っているのが見受けられましたので、水曜日の午前中で調整していくのがいかがかなと思いましたが、そちらのほうで調整をお願いしたいと思います。

委員長 講師の先生の都合で水曜日ですか、午前中都合が良いということですので、これで決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

それではそれで決定させていただきます。

委員長 事務局のほうで講師依頼と詳細日程をお願いいたします。

また、現在タブレットの入札を行っているとのことですので、こちらの操作研修につきましても、納品次第開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

次の議題に入ります。

4番目の議員と語ろう会についてを議題といたします。

今月、東京都で1日に5,000人を超える新型コロナウイルス感染者が報告され、茨城県においても感染者が増加し、今月8日から那珂市が「まん延防止等重点措置」の適用を受けております。

このような状況で判断は非常に難しいところではありますが、秋の開催ですと広報なかへの原稿の掲載期限が迫っていることから、市民に通知する都合上、本日、開催の有無を判断していただくこととなりますが、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

勝村委員 産業祭も中止になりましたよね。

議会のほうだけこれやっちゃうとなんだよ、チグハグじゃないのって言われるような気がするよね。そういう気持ちもあります。

寺門委員 タブレットのほうはいつ入るんでしたっけ。

次長補佐 今入札かけて納期が一応来年まで延びているんですね。

物が入らないとのことで、時期は未定でございます。

寺門委員 タブレットが入るのであれば、オンライン開催も可能なのかなというふうに思っていたんですが、必ずしも端末持ってる方ばかりじゃないので、そういう方々については、例えばふれあいセンターあたりに集まっていただいて、ソーシャルディスタンス確保しながら、Zoomでオンラインで、語ろう会ができればなというふうには思っていたんですけど、ちょっと難しいですね。

委員長 2人からちょっと難しいんじゃないかというご意見出ました。

それについて。

大和田委員 私もオンラインであれば、できるかなとは思っていたんですけども、人を集めて対面でという声かけはできないんじゃないかなと思います。

寺門委員 原子力安全対策常任委員会でしたっけ。

商工会と、意見交換会やっけていまして、ああいう形であればなんとかという気はするんですけど、ああいう小規模じゃないですもんね。

日にちを変えてやるというか、あるいは常任委員会ごとでやるとか。

小池委員 やはり産業祭も全ての那珂市のイベントも中止になっている以上は、やはり勝村委員のいうことがもっともだと思いますので、やはり中止ということになると私も思います。

委員長 皆さんのご意見からは中止にしようということですよ。

それでは今年も残念ですけども。

議員と語ろう会は中止ということで決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ではそのように決定いたします。

次の議題に入ります。

5番目の意見書についてを議題といたします。

初めに全国市議会議長会から依頼のあった意見書につきまして、事務局から説明を願います。

次長補佐 それでは資料の12ページをご覧ください。

コロナ禍による地方財源充実を求める意見書についてでございます。

こちらにつきましては今年7月に、全国市議会議長会より依頼があったものでございます。

概要でございますが、近年の地方財政は巨額の財政不足が続いており、加えて昨年からは新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても、厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されることから、5月に開催した第97回全国市議会議長会定期総会において、令和4年度の一般財源総額の確保や土地の固定資産税に係る特別措置の期限を延長しないことなどを盛り込んだ要望事項が議決され、また7月に開催された第155回地方財政委員会において、償却資産等に係る固定資産税や自動車税等の環境性能割の特例措置のさらなる延長をしないことを重点要項事項として議決されたことによるものでございます。

全国市議会議長会では国に対し要望活動を展開しておりますが、各市区議会においても9月議会において意見書案を参考に議決の上、国に提出していただきたいという内容でございました。

各項目について説明したいと思いますので15ページをお開きください。

1番目につきましては、令和2年度以降、3年間の地方一般財源総額について、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないように同水準を確保されることとされているが、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることがないよう十分な総額を確保することという内容でございます。

次に2番目でございますが、償却資産に係る固定資産税の特例措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税ましては地方、市町村の基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきではないため、特例措置の期限の到来をもって終了することという内容でございます。

3番目につきましては、土地に係る固定資産税について、令和3年度の税制改正においては、税制標準額を令和2年度と同額とするという負担調整措置については、地価の上昇により固定資産税が増額したものが、本来納めるべき税額よりも少ない税額を納めることとなるため、公平性の観点から極めて問題になるため、令和3年度で終了するという内容でございます。

4番目でございますが、消費税増税により、自動車税、軽自動車税の環境性能割による臨時的軽減について、この軽減が繰り返されることにより特例が恒久化し、縮小や廃止につながりかねないということ考えから、延長は断じて行わないようにという内容でございます。

これにつきましては、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、国税として、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、地方税、または地方譲与税として、地方に財源を全面配分を求める内容でございます。

以上でございます。

委員長 ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご意見がないということであれば、意見書を議会運営委員会の発議として上程することよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、来週の全員協議会でこの意見書案を全議員に配布し、ご意見等がありましたら、一般質問2日目の日を期限として内容を修正をした上で、9月定例会の最終日に上程したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に議員提案の要請ということで、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」から要請があった件につきまして事務局から説明を願います。

次長補佐 それでは17ページになります。

議会における各事項の議員提案の要請をご覧いただきたいと思います。

こちらに関しましては、普天間基地の移設に向け、那覇市辺野古の埋立て用土砂を、沖縄本島南部から採取する国の計画により、沖縄のボランティア団体が計画の断念を国に求めるよう、全国1,700余りの都道府県、市区町村議会に文書を送付したということです。

インターネットで全国の状況を確認しましたところ、沖縄の県議会や、沖縄の市町村

については、意見書を提出することに可決をしております。

また、愛媛県議会や奈良県議会、東京都の小平市議会でも可決しておりますが、東京都千代田区議会の委員会の議事録を見ますと、意見書に賛成する方がいる一方で、米軍基地移転反対を視点を変えて指摘するものではないかという意見が出ており、結果継続審査となっているケースもございます。

近隣について確認しましたところ、水戸市と常陸大宮市は議長預かり、ひたちなか市と常陸太田市は、議員配付のみということでございました。

以上でございます。

委員長 事務局から説明があったように、20ページの沖縄県議会や沖縄県の市町村が要望書を出しているとのことですが、ほかでは、愛媛県議会や奈良県議会などが出しているとのことです。

また、千代田区議会の委員会のように継続審査としているケースもあり、近隣では水戸市や常陸大宮市では議長預かり。常陸太田市では陳情での扱いということですが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

(複数の意見あり)

委員長 どうでしょうか。

これやはり陳情扱いで、議員配付のみという形でどうでしょうか。

(複数の意見あり)

委員長 それでは陳情と同じ扱いで要請書を配布のみとすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 そのように取り扱うことといたします。

最後にその他ですけれども、市民からの意見書があったとのことですので事務局から説明を願います。

次長 資料の21ページからになります。

今回、市議会のホームページの寄せられたご意見ということで、こちらに2件ほどあったんですが、こちらどちらも同じ方から来ておまして、22ページからの議会だよりの東海第二原発関連の話は、5通にわたって大変長いものが届いております。

まず、そちらの内容等を議会としての対応というところでご説明したいんですけども、まず21ページが議会の議会スケジュールのホームページへの掲示が直前になるときがある件ということで、内容としては、市議会や委員会の日程を早く知る方法はあるのでしょうか。

議員勉強会の内容についても告知してもらえると参考になりますということで、こちらへの返信の内容の案なんですけれども、読み上げさせていただきます。

このたびは那珂市議会ホームページにご意見をお寄せいただきありがとうございます。

議会日程に関してのご指摘についてですが、会議の日程はホームページ内のカレンダーに順次入れております。

定例会会期中以外に開催する会議等については、急遽開催が決まった場合などに掲載が遅れてしまうことがあります。

今後は日程が決まり次第、早急に掲載できるよう努めてまいります。

また、定例会会期中の会議につきましては、定例会最終日に次の定例会の会期日程案をホームページに掲載しておりますので参考にいただければ幸いです。

なお、議員勉強会につきましては、あくまでも本市議会議員を対象として企画しており、基本的には非公開としております。

講師を依頼する場合にも、一般公開の講演ではない旨を伝えております。

内容によっては傍聴を可能とする場合もございますが、座席数に限りがありますので、告知は最小限にとどめております。

どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

今回のご意見につきましては議会内で共有し、市民の皆様にとって分かりやすい、開かれた議会を目指して、検討を重ねてまいります。

ご意見ありがとうございました。

という内容でございます。

もう1件目のほうですが、こちらちょっと長いので、その内容が22ページ、23ページの内容でこちら5通分来ているものをつなげたものなんですけれども、議会だよりの東海第二原発関連の内容が再稼働ありきで丸められている件ということで、議会だよりの表現方法についての内容と、原子力安全対策常任委員会のほうの内容も両方含まれてはいるんですけれども、議会だよりに関しては、特にこの間の桜井先生をお呼びしたときの講演会についての記事が再稼働ありきという観点で書かれているのではないかというようなご指摘です。

(複数の意見あり)

次長 広報編集委員会の皆さんもいるのであれなんですけど、議会だよりの編集にあたってはなるべく中立的な立場で、実際にその勉強会をしたっていう事実と、その中で議員の中から出た意見とか質問とか、そういうものを中心に偏らないようには書いているので、この方の多分、ご意見として言いたいことっていうことで、送られてきたものだと思うんですけれども、原子力安全対策常任委員会で行っていることに関しても、ちょっとご指摘がありましたので、こちらに対しての回答案に関しては、あまり深いところには触れないで・・・

(複数の意見あり)

次長 24ページ、回答案として作ったんですが、深く触れずに客観的な回答として作ってお



りますが、このたびはのところは先ほどと同じで、ご意見につきましては議会広報編集委員会及び原子力安全対策常任委員会に報告いたしました。

東海第二原発再稼働の問題に関しては、現在、原子力安全対策常任委員会が中心となって、市民の皆様の意見を聞く活動を行っており、併せて原子力に関して、様々な視点から学習する機会を設けて、継続的に知見の向上を図っているところです。

今回のご意見は議会内で共有し、市民の皆様にとって分かりやすい議会広報を目指してまいります。

ご意見ありがとうございました。

と書いておりますので、こちらに回答案に関してもご協議いただければと思います。

よろしく申し上げます。

委員長 今説明ありましたとおり、この方は議会からの回答を求めたことですが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

事務局が作った回答案でよろしいでしょうか。

(複数の意見あり)

委員長 事務局が作った回答案でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では来週の全員協議会で全議員に説明いたします。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

閉会 (午前 11 時 52 分)

令和 3 年 11 月 22 日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 萩谷 俊行